

《新春知財セミナー》

知的財産分野の悩ましい問題について

**知財実務者であれば一度は聞くべき、毎年満員御礼のセミナーを今年も開催！
建前や理想を語るのではなく、少しでも自社に有利な問題解決をするための現実的な方策を検討**

■開催日時

(前編)2026年 1月 8日[木]

(後編)2026年 1月15日[木]

◆時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画(2週間閲覧可能)の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

「お客様は神様です」といわれるように、企業間契約には、対等な当事者間の契約というよりも、力関係に優位にある買主が劣位にある売主に対して自己の利益を一方的に主張する内容のものが散見されます。一方的に要求される特許保証がその一例です。これを拒否すれば売り上げが立たなくなるおそれがあり、営業スタッフと知財部スタッフとの間で溝が生じる場面があります。

特許侵害は「悪いことだ」という観念が根強

く、知財部スタッフは経営トップから完ぺきなパテントクリアランスを要求されます。他方で、特許侵害リスクをゼロにしようとする事実上事業ができないという場面があります。事業スタッフはなんとか事業を推進したい、同業他社はリスクをとってアグレッシブに事業をしているのになぜうちの会社だけが保守的な判断をしなければならないのか、どうしたらいいか？こういう場面は幾度となく経験されていることでしょう。

これらの問題には「正解」が無く、限られたリソースという制約の下で、実務的かつ現実的な対応策を手探りで探していくほかはないのかもしれません。

本研修会では、近時改正された知的財産取引に関するガイドラインや近時の特許係争実務と運用の変化をふまつつ、知的財産分野の悩ましい問題について、建前や理想を語るのではなく、少しでも自社に有利な問題解決をするための現実的な方策を検討していきたいと思います。

●講 師：高橋雄一郎法律事務所 弁護士・弁理士 高橋 雄一郎 氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー